

北海道告示第 10661 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 8 月 18 日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 4 月 18 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン静内店

日高郡新ひだか町静内末広町 2 丁目 1 - 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(変更後)

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
イオン北海道株式会社	代表取締役 星野 三郎	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	
株式会社ハスコム	代表取締役 山下 潔	旭川市 4 条南 3 丁目 1 番 11 号	
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区 5 番町 1 番地	
札幌服飾有限会社	代表取締役 小枝 光夫	札幌市南区南 37 条西 11 丁目 5 番 5 号	
株式会社三星	代表取締役 三浦 実	苫小牧市字糸井 141 番地	
千秋庵製菓株式会社	代表取締役 岡部 一衛	札幌市中央区南 3 条西 3 丁目 17 番地	
株式会社ヤマカワ	代表取締役 土田 正文	日高郡新ひだか町静内本町 1 丁目 1 番 14 号	
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	(ア)
株式会社ハスコムモバイル	代表取締役 佐々木 正人	札幌市中央区北 4 条西 20 丁目 2 番 25 号	(イ)
未定			
株式会社三星	代表取締役 三浦 実	苫小牧市字糸井 141 番地	
千秋庵製菓株式会社	代表取締役 中西 克彦	札幌市中央区南 3 条西 3 丁目 13 番地 2	(ウ)
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
未定			
株式会社 ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	(エ)
株式会社バディズ	代表取締役 齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西 31 番地	(オ)
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21-1 新宿フロントタワー33 階	(カ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成 30 年 10 月 1 日
上記(3)イ(ア) 平成 30 年 10 月 1 日
上記(3)イ(イ) 令和元年 6 月 1 日
上記(3)イ(ウ) 令和 4 年 9 月 30 日、平成 29 年 10 月 18 日
上記(3)イ(エ)(オ)(カ) 平成 27 年 6 月 26 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の設置者の代表者変更のため
上記(3)イ(ア) 小売業者の代表者変更のため
上記(3)イ(イ)(エ)(オ)(カ) 小売業者の追加のため
上記(3)イ(ウ) 小売業者の代表者及び所在地変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 3 月 13 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 4 月 18 日(木) から令和 6 年 8 月 19 日(月) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで